

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、健康保険法第3条第13項に規定するオンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1点
- 再診時（3月に1回に限り算定） 1点

< ※マイナ保険証の利用の有無に関わらず >

取得情報には、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報が含まれ、それらの情報を活用して診療を行います。

今後も正確な情報を取得・活用するために、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

令和6年12月1日 鷺谷記念病院